

4. 道選挙管理委員会が主導して、市町村選挙管理委員会および障がい者団体と協働して投票支援ツール（いわゆる選挙支援カードなど）を作成し、市町村選挙管理委員会へ提供してください。
5. 市町村選挙管理委員会に対し、投票所の配置職員（庶務係）に対する職務に「障がい者に対する投票支援」を明記するよう、働きかけて下さい。
6. 国に対し、現行の「不在者投票指定施設」を見直し、知的・発達障がい者が入所する施設においても不在者投票が実施できるように要望してください。

知的・発達障がい者に対する合理的配慮は、「優しい言葉かけ」「わかりやすい表現」を心掛けていただくことなどが考えられます。これは、高齢者等、誰に対しても有効な配慮となりますので、誰もが安心して暮らせるやさしいまちづくりにつながることを願います。

以上